

平成25年度 アーツ前橋 地域アートプロジェクト運営委託業務

実施要領

前橋市

政策部文化国際課 アーツ前橋

平成25年度 アーツ前橋 地域アートプロジェクト運営委託業務の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザル方式の要件、手続き、審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 業務概要等

(1) 業務名

平成25年度 アーツ前橋 地域アートプロジェクト運営委託業務

(2) 事業概要

平成25年10月にグランドオープンするアーツ前橋では、館内にとどまらず館外をフィールドにした地域アートプロジェクトを開催する。その一環として、昨年度惜しまれながら閉鎖した前橋市内の銭湯「磯部湯」を会場として、アーティストの公開制作、ワークショップ、イベント、展覧会等をアーツ前橋の開館記念展の時期に合わせて実施し、文化の振興、まちなか（地域）活性化や観光などへの波及効果を目的として、企画提案募集をするもの。

(3) 業務内容

【依頼業務】

①アーティスト公開制作のサポート

招聘作家：伊藤存、幸田千依 ※作家プロフィールは別紙参照

制作期間：平成25年10月20日から平成25年12月14日まで

制作場所：旧磯部湯（群馬県前橋市千代田町1丁目4-10）

想定必要人員／日数：1名／週2日程度

②公開制作・展覧会会期の会場監視業務

公開制作：平成25年10月24日～平成25年12月8日

展覧会：平成25年12月14日～平成26年1月26日

公開制作・展覧会会場：旧磯部湯（群馬県前橋市千代田町1丁目4-10）

※上記会期中（平成25年10月26日～平成26年1月26日）の毎週金・土・日・祝日及び10月28日（群馬県民の日）の13：00～19：00とする（全40日間）。なお、12月28日から1月4日までは休場とする。

※監視は必ず最低1人は常駐するようにすること。

③会場設営・撤収

作品を展示するための会場設営、展覧会会期終了後、作品の撤収を行うこと。

※詳細については別紙のとおり

④会場看板などの制作・設置
展覧会を周知するための看板を制作・設置。

※詳細については別紙のとおり

【提案業務】

- ⑤広報PR活動・チラシの作成。
事業周知を図るための広報・PR活動・チラシの作成など。
- ⑥トークイベントなどのイベントの開催
作家の活動や作品の周知を広めるためのトークイベントを開催すること。

2. 委託期間

平成25年10月24日（木）から平成26年2月14日（金）まで

3. 委託契約限度額

金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

4. 委託契約の方法等

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約の相手方の選定
公募により企画提案を募集し、その内容の審査を行い、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。（公募型プロポーザル方式）。
- (3) 契約の根拠
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

5. 公募型プロポーザル方式に参加する者の必要な資格要件

本業務は、次の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者(宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 前橋市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けているものでないとのこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 市税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 市内に事業所の所在地を有するものであること。

6. 選定方法

本提案は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものです。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではありません。

選考については、期限までに提出された企画提案書及び見積書により書面審査を行った上で、事業の遂行能力等を総合的に判断し、選定します。

7. 応募手続き

応募者は、以下の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案申出書(様式1による) 5部

イ 企画提案書(様式2による) 5部

ウ 見積書 5部

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載してください。(書式は問いません。但し別紙仕様書「2仕様」の図録・宣伝材料1～5の各項目の内訳も記載願います。)

エ 団体概要書(様式3による) 5部

(2) 提出期限

平成25年10月15日(火)午後5時00分まで(郵送の場合は必着のこと)

(3) 提出先

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町五丁目1番16号

アーツ前橋 (前橋市 政策部 文化国際課)

担当者名: 山口・家入

電話 027-230-1144

ファクシミリ 027-232-2016

E-mail bunka@city.maebashi.gunma.jp

ホームページ <http://artsmaebashi.jp/>

(4) 企画提案書の記載事項

- ①平成25年度アーツ前橋地域アートプロジェクト運営委託業務を実施するにあたっての総合的な基本方針、アピールポイント
- ②過去の実績
- ③スタッフの体制（および実績）・配置計画

8. 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質問については、質問票（様式4）により行ってください。

(1) 提出期限

平成25年10月10日（木）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出先

7（3）に同じ

(3) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールのいずれかをお願いします。電話、来訪など口頭による質問はお受けできませんので、ご了承下さい。また、質問票送信後に、提出先へ電話連絡による着信確認を行ってください。

(4) 質問に対する回答

すべての質疑内容を10月11日（金）午後5時00分までにファクシミリ又は電子メールにて回答します。

8. 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合、当該提案は無効とします。なお、すでに提出された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

9. 審査及び委託先の決定

アーツ前橋関係者で構成する選定委員会において受託候補者1者を選定し、その者と契約内容を協議の上、委託契約を締結します。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合、次順位の提案者と協議し、契約を締結することとします。

10. 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知します。なお、審査経過・結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

1.1. スケジュール

提案書提出期限 平成25年10月15日（火）午後5時00分

受託候補者選定、審査結果通知 平成25年10月中下旬

契約締結・業務開始 平成25年10月24日（予定）

1.2. その他

- (1) 提案に要する経費については、各提案者の負担とします。
- (2) 企画提案は、1提案者につき1点とします。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。